

日本紙類輸出組合・日本紙類輸入組合 紙類貿易情報講演会 - ZOOM オンラインセミナー -

テーマ:第1部「EPA/FTA 概要と協力依頼の重要性」
第2部「EPA/FTA を活用するための原産地証明の方法」

場所:紙パルプ会館3階(オンライン開催)
日時: 2021年11月25日(木)
時刻: 13:30~15:00
オンライン参加者: 25名



講師: 後藤 真様



講師: 清水 洋志様

講演 第1部

テーマ: 「EPA/FTA 概要と協力依頼の重要性」

講師: 東京共同会計事務所
EPA/FTA アドバイザー 後藤 真氏

I. EPA/FTA の概要

EPA(経済連携協定)

特定の国や地域同士での貿易や投資を促進することを目的とした協定

FTA(自由貿易協定)

特定の国や地域間で物の関税、貿易制限措置やサービス貿易に関する障壁を原則として撤廃する事を目的とした協定

★EPA/FTA の共通する効果

= 輸出入の際に使うと、通常よりも低い関税率を適用できる

EPA(経済連携協定)

幅広い経済関係の強化

- ・投資規制の撤廃
- ・人的交流の拡大
- ・知的財産の保護、競争政策の調和
- ・各分野の協力

FTA(自由貿易協定)

貿易・投資促進

- ・輸出入にかかる関税の削減撤廃
- ・サービス貿易の障壁等の削減、撤廃

II. 日本における経済連携協定(EPA/FTA)等の状況



発効済・署名済 ▶ 21カ国

シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN 全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、TPP12 (署名済)、TPP11、日EU・EPA、米国、英国、RCEP (署名済)

交渉中 ▶ 3カ国

トルコ、コロンビア、日中韓

○その他 (交渉中断中)

GCC、韓国、カナダ

※外務省HPより

Ⅲ. EPA 適用までの道のり

EPA 適用にあたり 3 つの条件

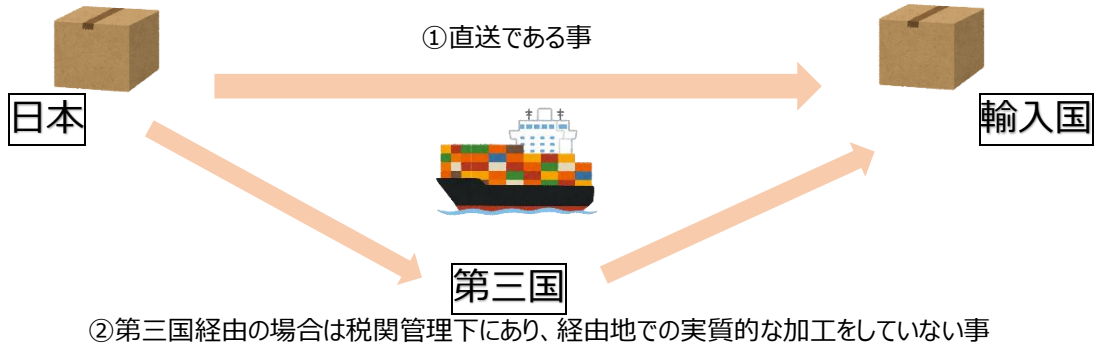
1. 輸出品が原産品である

全てを満たすものが原産品

- 1) 日本国内で最終製造、加工がされている
- 2) EPA の原産ルール(原産地規制)を満たしている
- 3) 根拠書類で EPA の原産ルール(原産地規制)を満たしている事が証明されている

2. 積送基準を満たしている

※輸入国へ到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかの判断基準



3. 証明書を輸入国税関へ提出

協定によって異なる

- 1) 第三者証明制度による証明書の発給
※第三者証明制度とは = 日本商工会議所が判定・承認・証明書発給
- 2) 自己証明制度での証明書作成
※ = 企業側のみで対応し証明書作成までの各ステップを全て行う

Ⅳ. 原産地証明を行う上で満たすべき条件

1. 原産性の立証を行う上で満たすべき条件 以下 3 点を全て満たすもの

- ① 日本で生産 = 日本国内で最終製造、加工がされている
- ② 原産地規則をクリア = EPA で定めた原産のルール(原産地規則)を満たしている
- ③ 根拠書類で立証 = 原産のルール(原産地規則)を満たしていることが根拠書類で証明されている

2. ルール(原産地規則)は 3 つ

- ① SP ルール = 特定の加工要件を満たす
- ② CTC ルール = HS コードで判定
- ③ VA ルール = 金額で判定

講演 第 2 部

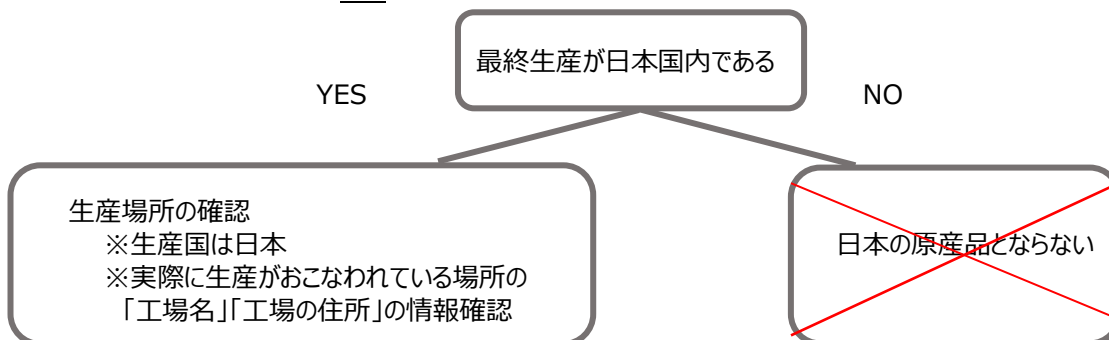
テーマ : 「EPA/FTA を活用するための原産地証明の方法」

講師 : 東京共同会計事務所

EPA/FTA アドバイザー 清水 洋志氏

I. 輸出品の生産場所を確認

1. 最終生産が日本国内のもののみ日本の原産品となる → 生産場所の確認を行う



II. 輸出品の HS コードの特定

- 1.HS コード判断の際に解釈が分かれる場合は輸入国税関の判断が優先となる
現地の輸入者を通じて、相手国税関に確認することを推奨

1)¹

	輸入国税関	日本税関 HP	日本税関関税監査官	通関業者
確実性	◎最も確実	△輸入者、輸出国税関と解釈が分かれる可能性がある		
容易性	△気軽に確認出来ない場合がある	△読み方が難しい箇所がある	○電話での相談が可能	○関係性によって製品を熟知

※¹ 東京共同会計事務所「EPA/FTAを活用するための原産地証明の方法」より引用

III. 関税率の確認

- 1.EPA 税率と MFN 税率(一般税率)を必ず確認
※MFN がゼロ%である場合は EPA に利用のメリットは無い

2.EPA 税率の調べ方

2)²

	WorldTariff で確認	輸入国税関に確認	譲許表で確認
簡易性	○簡単に確認ができる	△簡単に確認できない場合がある	
確実性	△まれに情報が正確でない場合がある	○情報正確	△最新の MFN 税率が分からない

※² 東京共同会計事務所「EPA/FTAを活用するための原産地証明の方法」より引用

WorldTariff=日本貿易振興機構（JETRO）が契約している FedEx 社の WorldTariff（要登録・無料）を利用する事で EPA 税率・MFN 税率を確認できる

JETRO 世界各国の関税率（<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>）

IV. 輸出品の品目別産地規則を確認する

- 1.主なルールである CTC と VA について
上記第 1 部「III. EPA 適用までの道のり」の①と「IV. 原産地証明を行う上で満たすべき条件」を参照※

①原産地規則ポータルにて検索 <https://www.customs.go.jp/searchro/jrosrv001.jsp>



❖ 国名 / Country

❖ 品目 / Item

HSコード(上位4桁もしくは6桁、ドット(.)なし)を入力してください。
Please enter the HS code in 4 or 6 digit without a dot (.)

国名を選択、HSコードを入力し検索する

②検索結果を確認

日ベトナム協定における一般規則

- 1)CTC ルール= 関税分類の変更であって四桁番号の水準における**項の変更**がされた産品
- 2)VA ルール= **原産資格割合が 40%以上**である事

2. 関税分類変更基準(CTC ルール)とは

1) 日本で生産・加工する事により原産地規則で規定されている以上の HS コードの変更が生じていれば、材料の原産国に関わらず産品を原産とする考え方で HS コード変更レベルは 3 種類ある

- ① CC = 他の類の材料からの変更(上 2 桁変更)
- ② CTH = 他の項の材料からの変更(上 4 桁変更)
- ③ CTSH = 他の号の材料からの変更(上 6 桁変更)

3. 材料の HS コードと輸出産品の HS コードを比較する

1) 輸出産品と材料との間で HS コードが、協定上必要な桁数変更していれば、実質的な生産・加工が行われたとみなされる。

4. 付加価値基準 (VA ルール) とは

1) 日本で生産・加工することにより、金額を基準に一定以上の付加価値が生じていれば、材料の原産国に関わらず産品を原産とする考え方。一定以上の付加価値 (金額) が生じていれば十分な加工をしたとみなされる。

5. FOB 価格と非原産材料の金額を基準に、一定以上の付加価値が生じているか確認

1) 協定基準値以上の付加価値が生じていれば、十分な生産・加工がおこなわれているとみなされる。

V. 原産性立証の根拠書類を作成する

1. CTC ルールの場合是对比表を作成する

2. VA ルールの場合には計算ワークシートを作成する

計算ワークシート					作成年月日	
利用協定: 日ベトナム協定				〇〇株式会社		
生産場所: 東京都〇〇区〇〇				東京都〇〇区〇〇		
生産国: 日本				生産管理部 〇〇		
適用原産地規則: 付加価値基準(VA40%以上)						
HS コード	品番・産品名	FOB 価額	非原産材料価額	原産資格割合	基準値	
480525	テストライナー	¥	¥	%	%	
部品名	原産/非原産	単価	原産情報等	価額情報		
古紙	非原産	¥				
非原産材料価額合計		¥				
原産材料価額合計						
非材料費合計		¥		販売帳票		

VI. 原産品判定依頼、発給申請

1. 原産地証明制度の種類は 2 つ (協定によって異なる)

1) 第三者証明制度 = 日本商工会議所のシステムで Web 申請し特定原産地証明書を取得する

- ① 企業登録(2 年毎に更新)
- ② 原産品判定依頼(生産者又は輸出者が行う)
- ③ 特定原産地証明書発給申請(輸出者が行う)

2) 自己証明制度 = 生産者、輸出者、輸入者が作成した原産品申告書を利用

質疑応答

Q: 原産地申告書は RCEP での使用可否は決まっているのか?

A: セミナーで使用した原産品申告書は TPP11 用のフォーマット。RCEP 用は現時点で公表されていないが、自己証明制度の利用が可能になる段階で公表されると思われる。